

# 日本 ERI 株式会社

## 会社説明資料

---

2007 July



証券コード 2419

# 日本 ERI とは

## ■ 建築分野の専門的第三者検査機関

- 国土交通大臣指定 建築基準法：確認検査機関 性能評価機関 認定機関
- 国土交通大臣登録 住宅品質確保法：住宅性能評価機関 試験機関 住宅型式性能認定機関
- 各県知事指定 建築基準法：構造計算適合性判定機関
- 環境大臣指定 土壌汚染対策法：土壌汚染調査機関

## ■ 社名の由来

Evaluation 評価 Rating 格付け Inspection 検査



# 日本ERIの特色

- **民間として第一号の検査機関** 国土交大臣指定の株式会社として
- **業界唯一のJASDAQ上場企業**
- **全ての建築を対象、全国30拠点で展開する業界最大手**
- **業界最多・最高の技術陣、充実した人材育成**
- **2007年6月に業界初の確認検査件数  
累計20万件を記録 住宅性能評価累計件数は14万件**



# プロフィール

鈴木 崇英 (すずき たかひで)

昭和41年3月

東京大学工学部都市工学科卒業

昭和44年9月 (27歳)

同博士課程在学中から

株式会社UG都市設計 設立

平成11年11月 (57歳) 当社設立





# 起業のきっかけ

---

## □ 建築を取り巻く状況の変化

技術の高度化、大規模化、スピード化、低コスト化・・・ 行政では対応しきれなくなってきた

## □ 「災害に強い街」をつくる必要性

阪神淡路大震災（平成7年1月）の教訓

安全の確保が不十分だったと反省 / 良い街づくりは、快適な空間 + 安全な建物から

## □ 「小さな政府 = 行政の簡素化」

技術の進歩に追いつけない、必要な技術者を増やせない

## □ 「事前規制型の社会」から「事後チェック型の社会」へ

建築分野に限らない21世紀の変化の潮流

## □ 建築基準法の大改正

行政と民間の役割分担（行政 = 指導・監督、民間 = 技術） / 「性能規定化」の拡大

「住宅品質確保法」の施行（12年4月）、「地方分権一括法」の成立（12年4月）

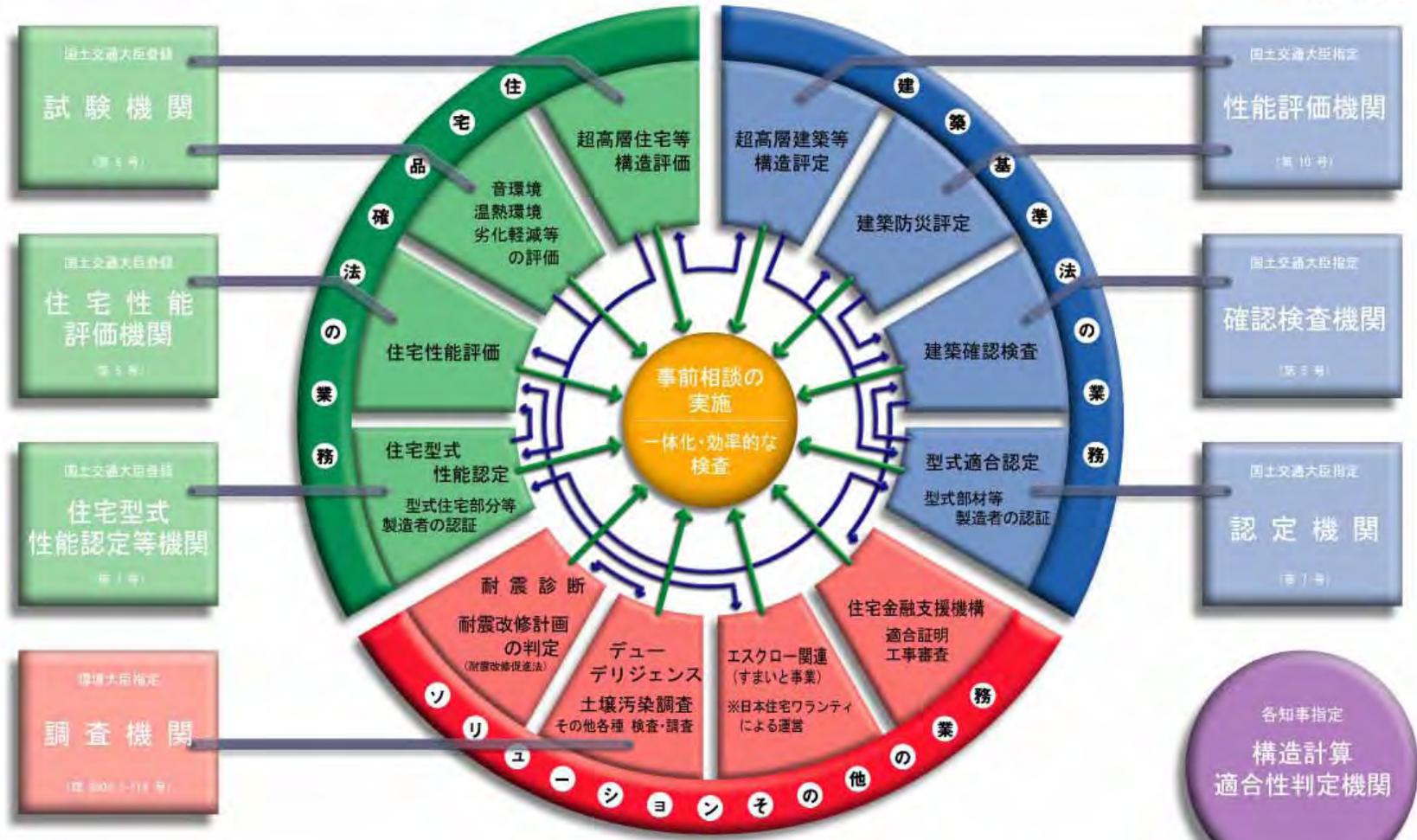
# 7つの経営理念

---

1. 消費者・事業者に公正かつ必要な情報を提供します
2. 法令・規程を遵守し、第三者性・中立性を保ちます
3. 最高水準の技術を提供して、技術の基準となります
4. 全分野のニーズを引受け、迅速なサービスに努めます
5. 全ての業務を自己執行する責任ある体制を築きます
6. 可能な限りの情報を公開し、透明な会社となります
7. 信頼され、社会的にも影響力のある会社となります



# 日本ERIのワンストップ・サービス

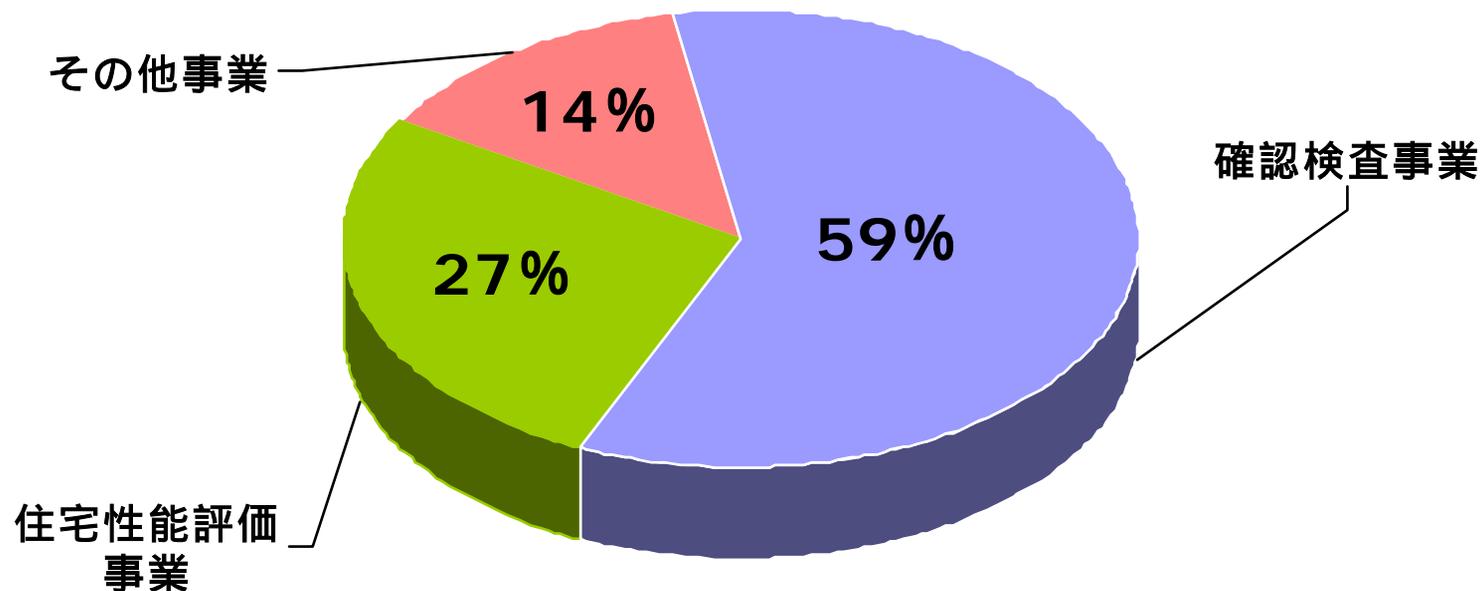


※日本住宅ワランティは、日本ERIの子会社です。

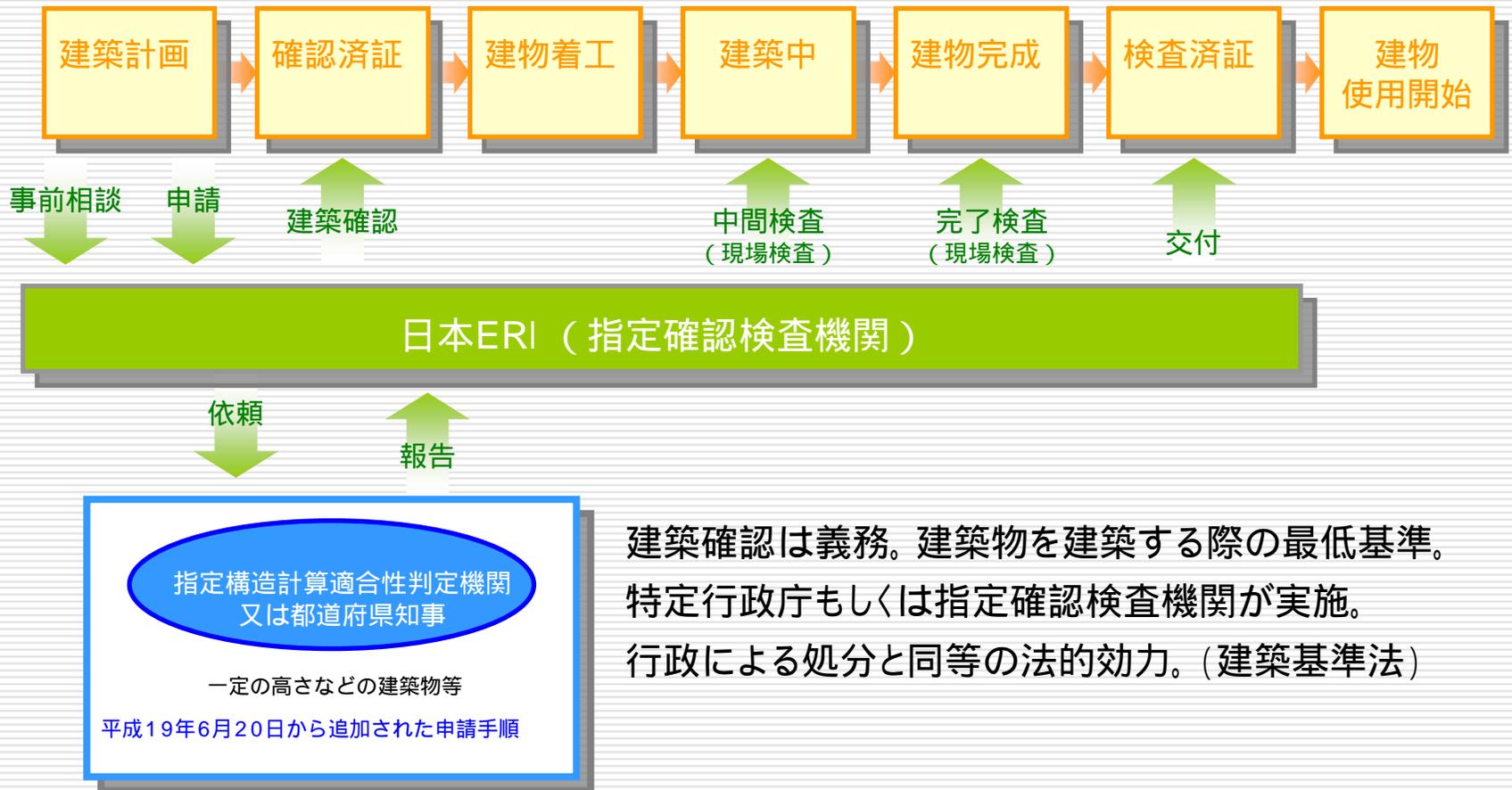
全国どこでも、どんな建築物でも

# 売上高構成比

《18年度》

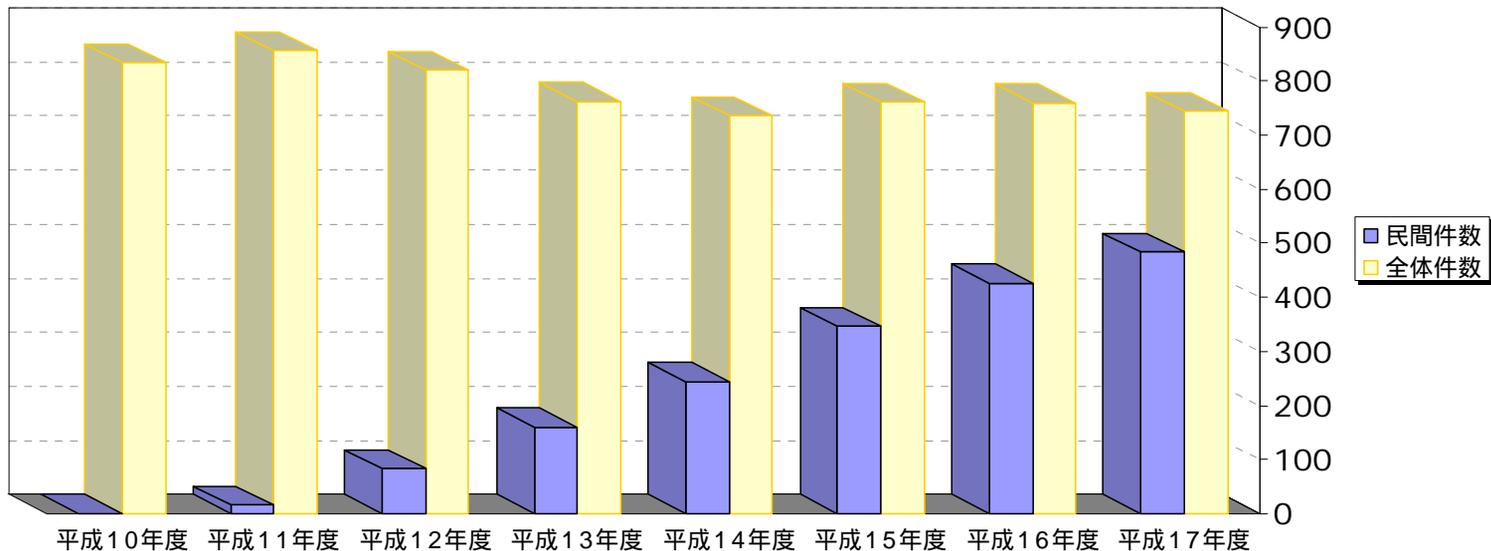


# 確認検査業務



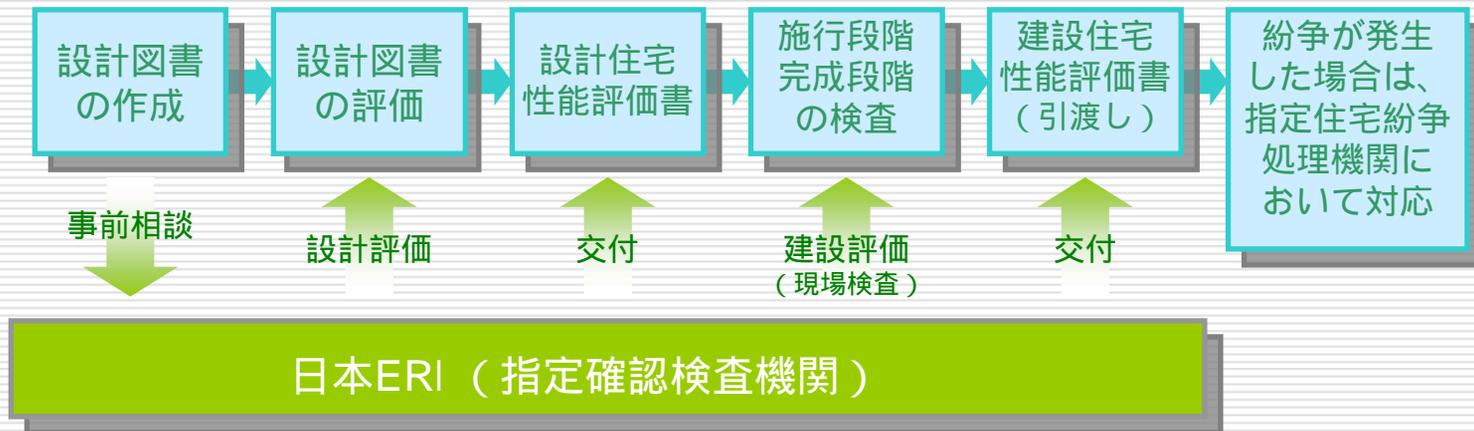
# 市場規模

## 年度別確認件数



民間シェアは、民間開放されてから7年間で65%まで上昇。  
地域別にみると、埼玉県、京都府など大都市圏で総じて高目。  
日本と同様に官民が並存している英国では、新築住宅だけについてみれば民間シェアが85%程度。

# 住宅性能評価業務



## 住宅政策の転換・・・良質な住宅ストックの形成へ

住宅の品質確保の促進等に関する 住宅品質法 の成立(平成11年)

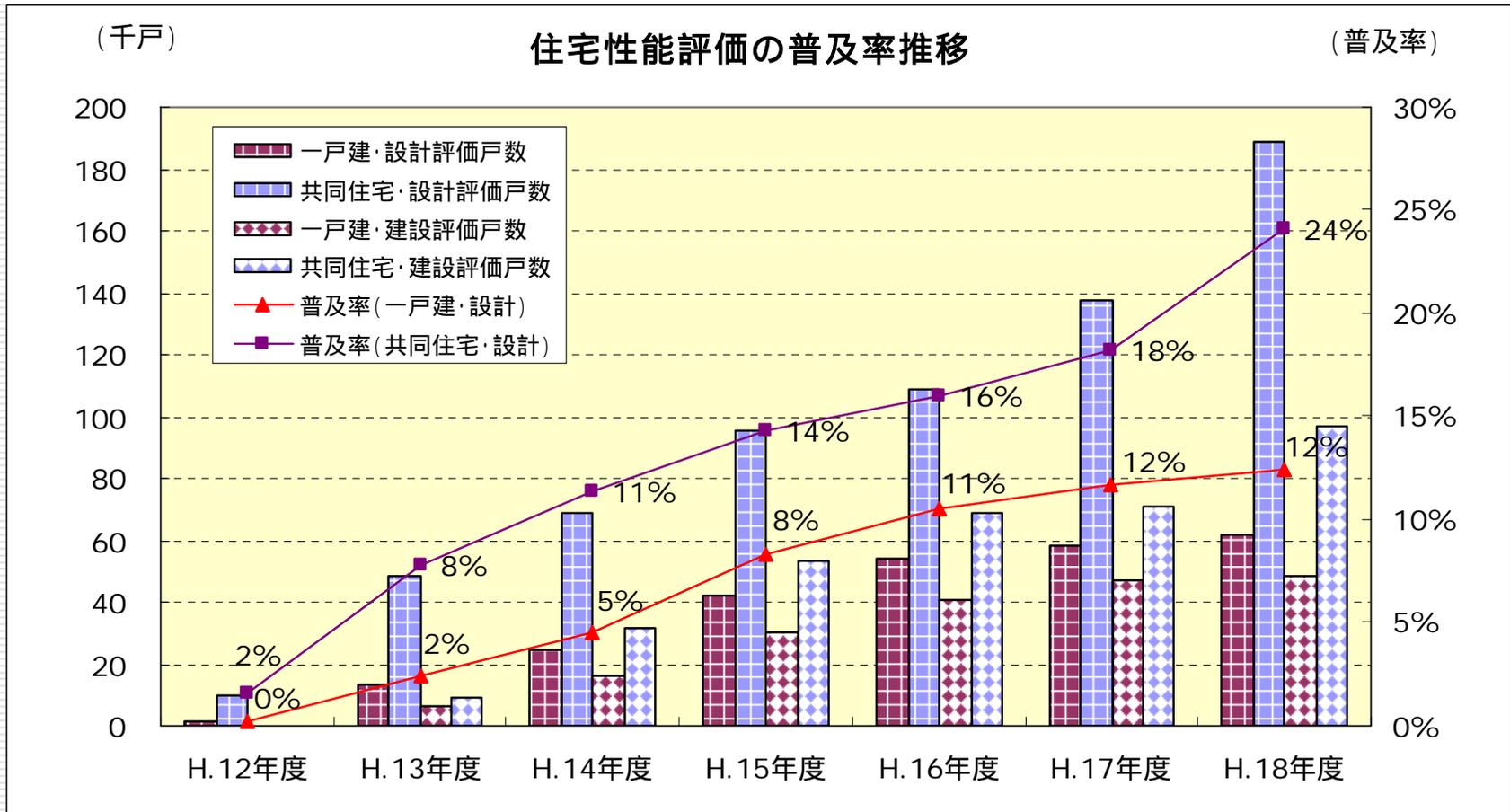
住宅性能評価業務は任意制度。

住宅の性能を明示し、他の住宅と客観的な比較が可能。

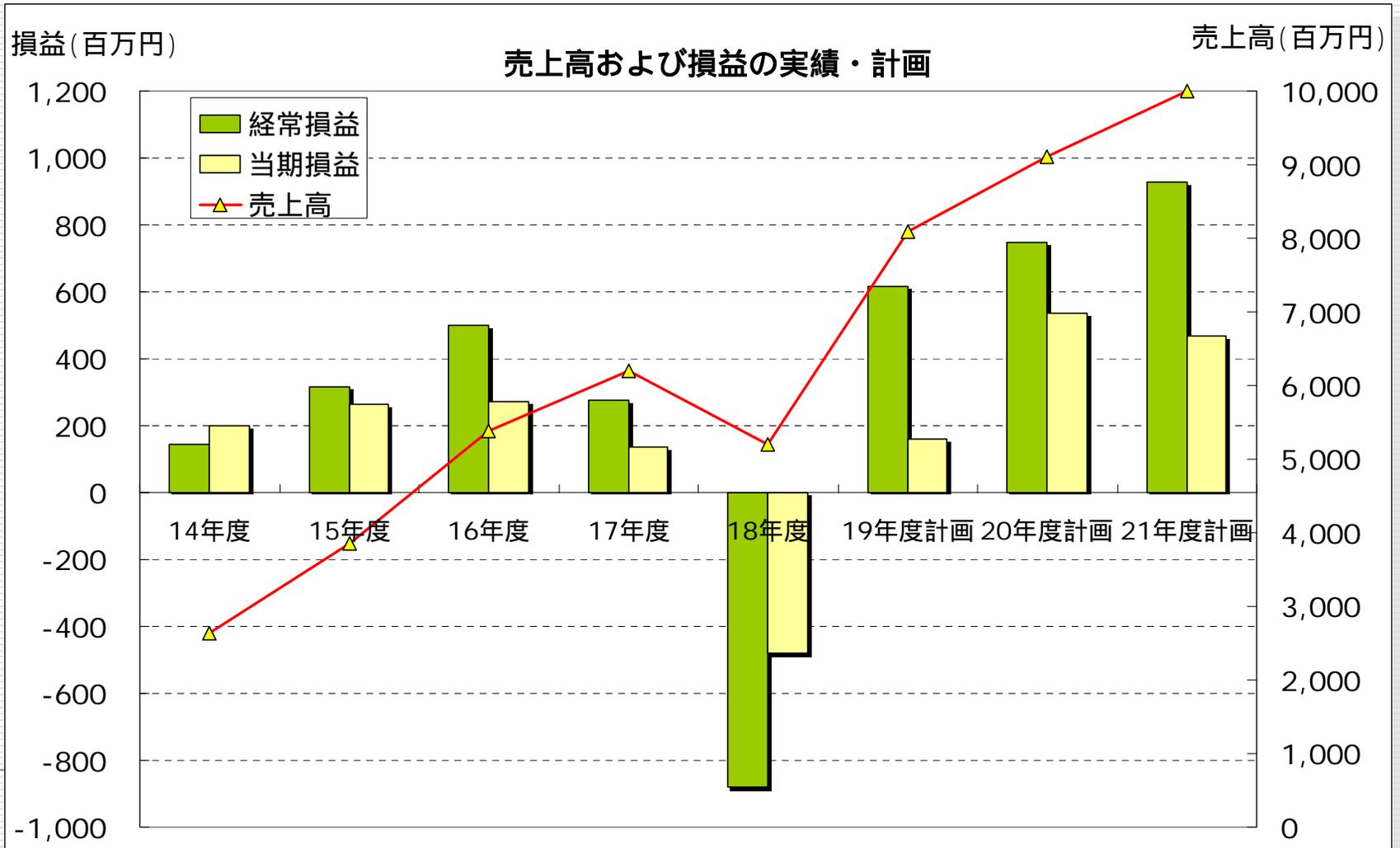
複数回の現場検査で施工ミス等を未然に防止。

万一紛争が発生したときは、紛争処理機関が対応。

# 住宅性能評価の普及



# 実績と計画



# 耐震強度偽装事件

---

## □ 組織の拡充

本社に「構造技術センター」  
大阪に「構造審査センター」  
主要支店に「構造審査課」

## □ 構造審査体制の充実、ダブルチェック体制の徹底

審査マニュアルの改訂充実、ヒアリングシートの新設  
構造審査担当者の相互チェック、決裁権者のダブルチェック

## □ 業務監査の強化

監査部の専任体制強化  
監査日数の延長による内容充実

# 建築基準法 改正 (6/20施行)

- マーケット拡大、業界内で中小機関の淘汰がはじまる



**構造計算適合性判定 【市場拡大】**

**審査・検査の厳格化 【市場拡大・競争激化】**

**共同住宅の中間検査の義務化 【市場拡大】**

**機関指定の厳格化 【参入障壁】**

**住宅の瑕疵担保責任の履行法 【市場拡大】**

6月に新法成立、21年秋から新築住宅に保険義務化

# 法改正への取り組み

- 人員の増強・育成 マニュアルの改訂、研修制度の徹底
- 全国支店網の確立 法改正への即応ネットワーク
- 法改正について無料セミナーの全国開催

	18年3月末日	19年7月1日	増減比率
社員数合計	517名	620名	19.9%
一級建築士	350名	427名	22.0%
確認検査員	163名	255名	56.4%
住宅性能評価員	256名	330名	28.9%
構造審査担当者	45名	63名	40.0%
構造計算適合性判定員	-	24名	-

# 明日をリードしていく、ERIであり続けるために

---

わが国の、建築・住宅の安全・安心を守る専門機関として、  
社会的なインフラストラクチャー(基幹組織)を目指します

